

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	動物の愛護及び管理に関する法律		法令番号	昭和48年法律第105号	
手続名	第一種動物取扱業の登録証の再交付		根拠条項	規則第2条第6項	
審査基準	根拠条項 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 第二条 6 第一種動物取扱業者は、登録証を亡失し、若しくはその登録証が滅失したとき又は法第十四条第二項の規定に基づく届出をしたときは、登録を受けた都道府県知事に申請をして、登録証の再交付を受けることができる。				
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関
		標準処理期間		3日	目次
		標準経由期間		1日	No.